一　登録船舶職員養成施設の名称　神奈川県立海洋科学高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）本名隆一郎
（変更後）角本　賢一
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　神奈川県立海洋科学高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）本名隆一郎
（変更後）角本　賢一
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　神奈川県立海洋科学高等学校
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）本名隆一郎
（変更後）角本　賢一
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　香川県立多度津高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）校長　琢磨　雅人
（変更後）校長　渡邉　謙
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　香川県立多度津高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）校長　琢磨　雅人
（変更後）校長　渡邉　謙
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　香川県立多度津高等学校
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）校長　琢磨　雅人
（変更後）校長　渡邉　謙
三　変更年月日　令和八年四月一日

気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、気象庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和８年６月９日

気象庁長官　野村　竜一

一　修正の目的
令和８年５月に運用開始した新たな防災気象情報に係る事項を反映する目的で、所要の修正を行った。
二　修正年月日　令和８年５月29日
三　修正の要旨
避難の判断をしやすくするため、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等について、避難情報の５段階の警戒レベルに対応させる改善を実施したことを踏まえて、記述の修正を行った。

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月九日

北海道運輸局長　井上　健二

(一)　登録小型船舶教習所の名称　北海道小樽水産高等学校
(二)　登録小型船舶教習所の代表者の氏名
（変更前）亀山　喜明
（変更後）黒島　裕司
(三)　変更年月日　令和八年四月一日

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月九日

北海道運輸局長　井上　健二

(一)　登録小型船舶教習所の名称　北海道厚岸翔洋高等学校
(二)　登録小型船舶教習所の代表者の氏名
（変更前）山本　十三
（変更後）柴田耕一郎
(三)　変更年月日　令和八年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月九日

北海道運輸局長　井上　健二